

平成29年1月

管内の雇用状況(平成28年11月内容)

有効求人倍率0.76倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

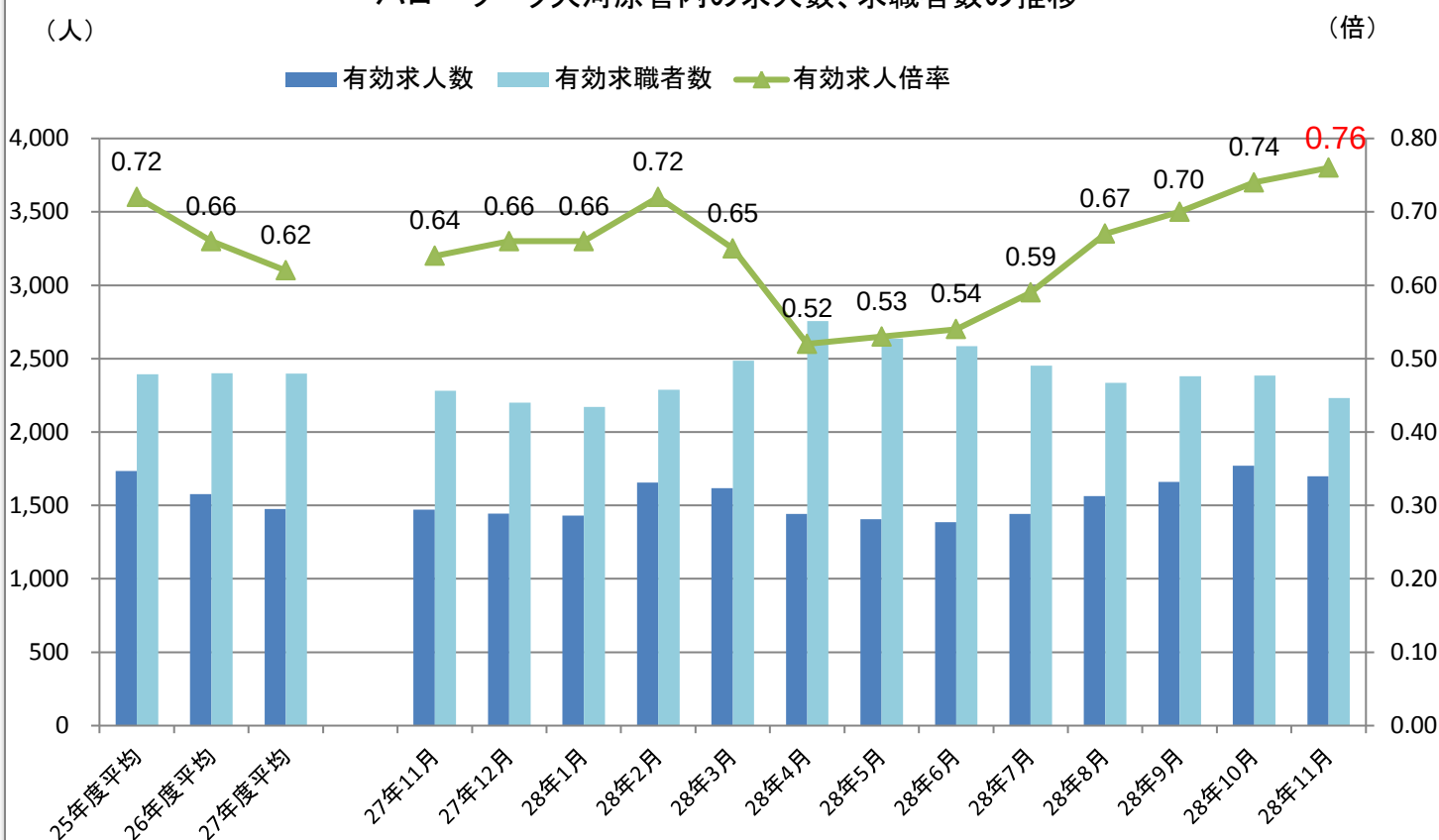
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

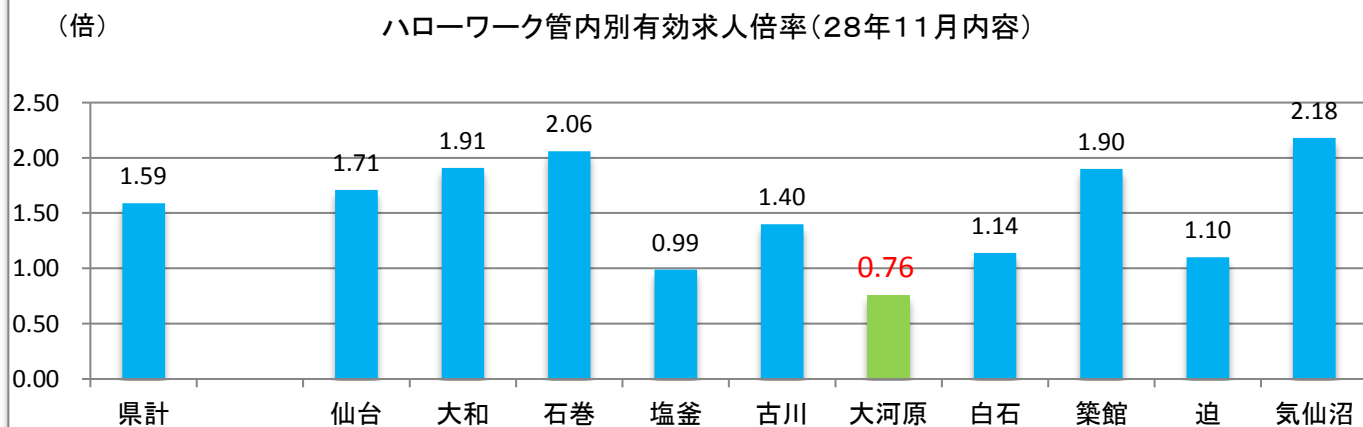
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところではありますが、当ハローワークには安定した職業に就きたいという求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



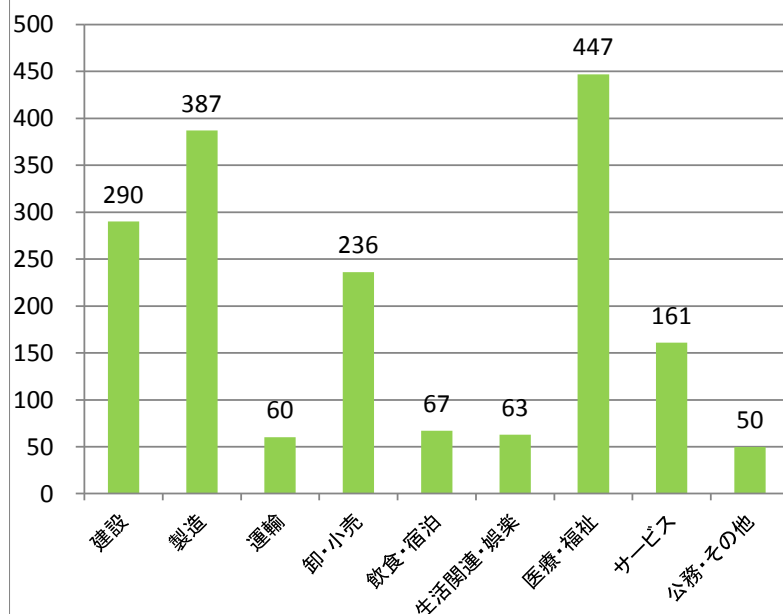
ハローワーク管内別有効求人倍率(28年11月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

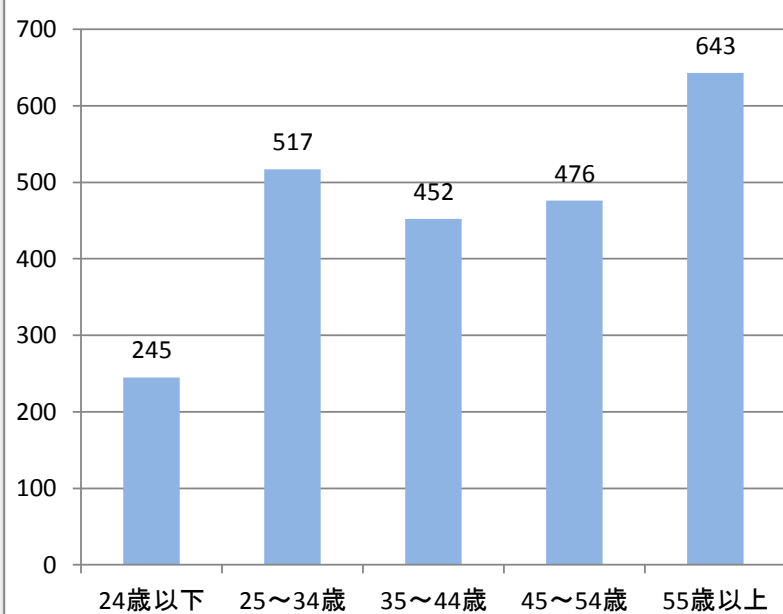
■ 28年9月～28年11月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

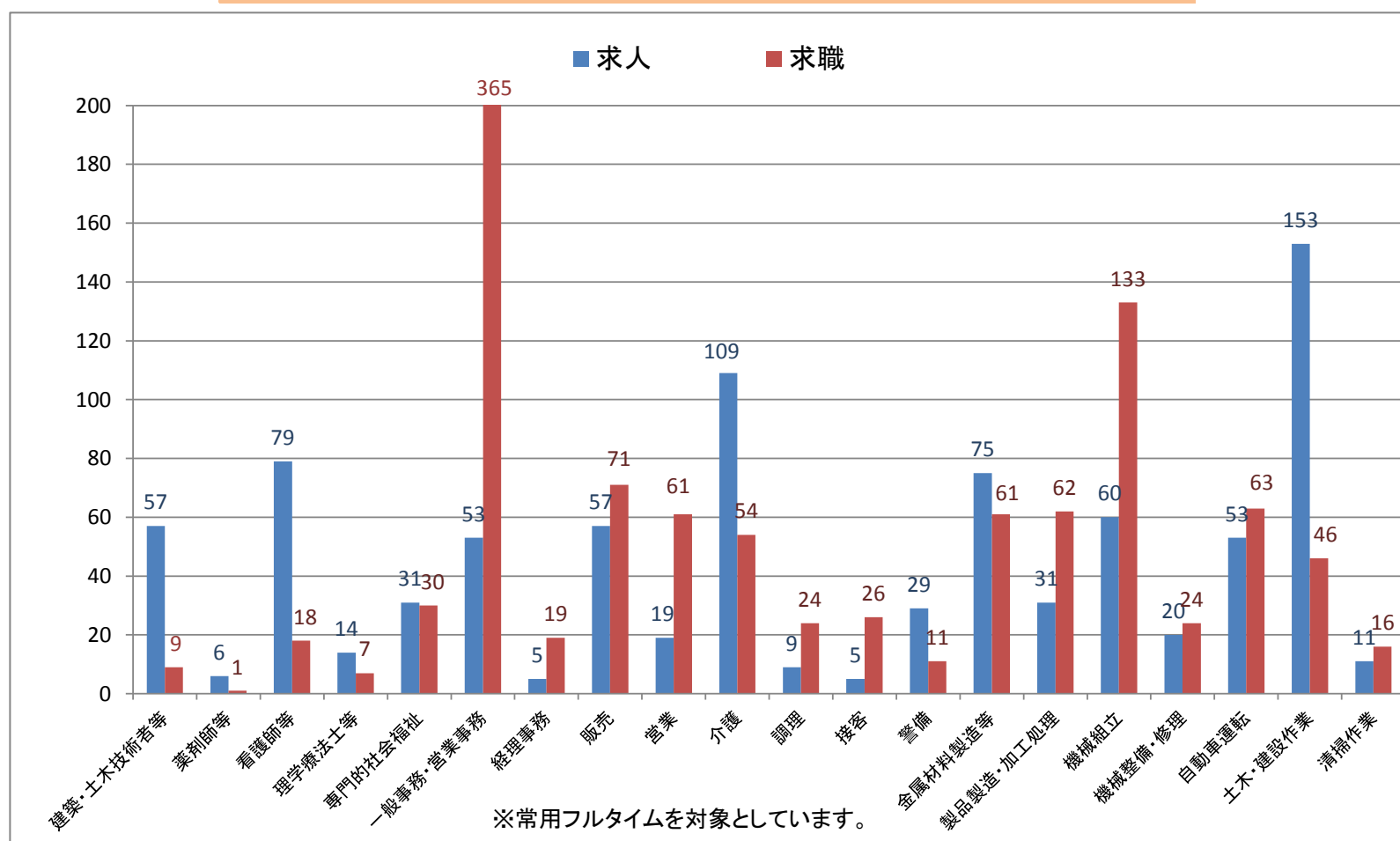
■ 28年9月～28年11月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【28年11月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年7月～9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	28	0	0	5	11	14	13	16	18
薬剤師等	5	0	0	0	0	1	1	3	5
看護師等	59	0	1	13	32	49	52	38	19
専門的・社会福祉の職業	27	0	8	11	12	15	12	5	1
一般事務員・営業事務員	64	3	43	40	25	17	5	5	5
経理事務員	3	0	0	1	2	2	1	1	1
販売員	36	2	8	20	15	17	4	12	11
営業員	12	0	0	4	5	9	6	7	5
介護の職業	70	3	32	54	40	18	1	0	0
調理の職業	9	0	3	6	6	6	3	3	0
接客の職業	11	0	6	5	4	3	0	0	0
警備員	4	0	4	1	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	48	0	11	29	30	27	21	18	12
製品製造・加工の職業	24	3	13	16	13	7	2	1	0
機械組立の職業	9	4	7	3	3	2	2	1	0
機械整備・修理の職業	14	0	1	6	12	11	8	7	4
自動車運転の職業	32	1	6	6	4	8	12	17	14
土木・建設の職業	61	0	7	21	33	44	42	37	22
電気工事の職業	12	0	0	7	9	8	5	5	2
清掃の職業	7	0	4	4	4	2	0	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに作成しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年7月～9月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	213	171	195	213	239	232
専門・技術	221	186	197	248	238	240
事務	212	*	208	201	239	210
販売	207	159	184	*	*	235
サービス	167	127	170	158	180	*
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	276	*	*	*	*	346
運輸	220	*	207	202	228	234
生産工程・労務	206	174	202	216	223	198

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

若者の募集・求人の申込みをお考えの事業主の皆さまへ
職業紹介事業者の皆さまへ

固定残業代※を賃金に含める場合は、適切な表示をお願いします。

※「固定残業代」とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

近年、募集要項や求人票の「固定残業代」を含めた賃金表示をめぐるトラブルが見受けられます。若者が就職先の企業を選択する際には、正確な労働条件の表示が重要であり、「若者雇用促進法」に基づく指針でも、「固定残業代」について適切な表示をするよう定めています。

事業主の皆さまには、求人・募集の段階で、指針を踏まえた「固定残業代」の明示をしっかりと行っていただき、また、職業紹介事業者の皆さまも、求人を受け付ける際は明示が適切になされるように働きかけをお願いいたします。



固定残業代制を採用する場合は、募集要項や求人票などに、次の①～③の内容すべてを明示してください。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

▶ 時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- ① **基本給**（××円）（②の手当を除く額）
- ② ☐☐ **手当**（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- ③ ○ **時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給**

【注意点】 ※「☐☐」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載します。
※「☐☐手当」に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も、同様の記載が必要です。

【参考】青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（抜粋）

第二の一（一）へ

青少年が応募する可能性のある募集又は求人について、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このへにおいて「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このへにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL281209派若01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。